

決 定 書

東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号

異議申立人 アマゾンジャパン合同会社

同代表社員 アマゾン・オーバーシーズ・
ホールディングス・インク

同代理人 弁護士 平山 賢太郎

同 矢倉 千栄

平成 30 年（査）第 5 号アマゾンジャパン合同会社らに対する件について、異議申立人から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第 47 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づく審査官の処分に対し、公正取引委員会の審査に関する規則第 22 条第 1 項の規定に基づいて、異議の申立てがあったので、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申立てを却下する。

理 由

1 平成 30 年（査）第 5 号アマゾンジャパン合同会社らに対する件につき、平成 30 年 3 月 15 日、公正取引委員会審査官服部純が、アマゾンジャパン合同会社において、独占禁止法第 47 条第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、同社に対して、69 点の物件の提出を命ずる処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、異議申立人から当委員会に対し、同月 22 日付けの別紙上申書により異議の申立てがなされた。

2(1) 異議申立人は、

ア 本件処分により提出を命じられた物件の中には、異議申立人の法務部従業員（日本又は米国等の外国の弁護士資格を有する者を含む。）と異議申立人の法務部以外の従業員との間で行われた法的助言に関する通信が記載された書面及び異議申立人の親会社である米国法人の法務部従業員（米国等の外国の弁護士資格を有する者を含む。）と異議申立人の従業員との

間で行われた法的助言に関する通信が記載された書面（以下「本件物件」という。）が含まれており、本件物件は、米国その他関係各国の適用ある法令に基づく秘匿特権により保護されている。

イ 本件物件には、「P r i v i l e g e d & C o n f i d e n t i a l」との表記が付されており、異議申立人の法務部従業員が、秘匿特権により保護されている文書であり、本件処分の対象から除外するように求めたにもかかわらず、審査官服部純は、企業内弁護士との通信は秘匿特権の保護の対象に含まれない旨口頭で説明し、本件処分を行った。

ウ 審査官が事件について必要な調査をするため独占禁止法第47条第1項各号に規定する処分を行うに当たっては、米国その他関係各国の適用ある法令に基づく秘匿特権が、完全に尊重されなければならない。

エ 本件処分は、本件物件について米国その他関係各国の適用ある法令に基づく秘匿特権を無視すると同時に、秘匿特権の内容及び範囲について法令に基づかない独自の解釈に依拠して、本件について調査をするために必要でもない物件に対して行われたものである。

と主張する。

(2) 異議申立人が本件物件について主張する秘匿特権は、我が国において、具体的な権利又は利益として認められておらず、また、本件処分は、所要の手続にのっとり、平成30年（査）第5号アマゾンジャパン合同会社らに対する件の調査に必要な物件に対して、独占禁止法第47条第1項及び同条第2項の規定に基づいて行われたものである。したがって、本件処分について、違法性又は不当性は認められない。

3 以上のとおり、異議申立人の本件異議の申立ては、その理由がないので、主文のとおり決定する。

平成30年5月11日

公 正 取 引 委 員 会

委 員 長 杉 本 和 行

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 小 島 吉 晴

上 申 書

平成30年3月22日

公正取引委員会 御中

アマゾンジャパン合同会社

伊藤見富法律事務所

電話 03-3214-6522

FAX 03-3214-6512



代理人弁護士 平山賢太郎



同 矢倉千栄



独占禁止法47条1項3号に規定する処分に対する異議の申立

当職らは、アマゾンジャパン合同会社の代理人として、別紙のとおり、公正取引委員会の審査に関する規則22条の規定に基づき、審査官が独占禁止法47条2項の規定に基づいてした同条1項3号に規定する処分に対して異議を申し立てます。

別 紙

アマゾンジャパン合同会社（以下「関係人」といいます。）は、貴会の平成30年（査）第5号事件（以下「本件」といいます。）について審査を受けておりますところ、貴会の審査に対して誠実に協力し、もって貴会により真相を解明していただくことをその対応方針としております。

関係人は、貴会事務総局審査局服部純審査官がした平成30年3月15日付け提出命令（以下「本件提出命令」といいます。）に基づいて、同日、本件提出命令に係る提出命令書別紙提出命令品目録（以下「本件目録」といいます。）記載の物件（以下「本件提出物件」といいます。）を貴会に提出しました。

しかし、本件提出物件には、関係人の法務部従業員（日本のみならず米国等の外国の弁護士資格を有する者を含みます。）と関係人のその他部署従業員との間で行われた法的助言に関する通信が記載された書面が含まれています。また、本件提出物件には、関係人の親会社である米国法人の法務部従業員（米国等の外国の弁護士資格を有する者を含みます。）と関係人従業員との間で行われた法的助言に関する通信が記載された書面が含まれています（以下、本段落記載の提出物件を総称して「本件秘匿特権対象書面」といいます。）。

本件秘匿特権対象書面が米国その他世界各国の適用ある法令に基づく秘匿特権により保護されている文書であることは、当該書面に「Privileged & Confidential」との表記（すなわち、秘匿特権の対象となり、かつ秘密情報である旨の表記）が付されていたことから、本件提出命令をした服部純審査官にとって明らかなことでした。そこで、関係人の法務部従業員は、本件提出命令に先立って、服部純審査官に対し、本件秘匿特権対象書面が米国その他世界各

国の適用ある法令に基づく秘匿特権により保護されている文書である旨申立てて、本件秘匿特権対象書面を本件提出命令の対象から除外するよう求めました。しかし、服部純審査官は、関係人の法務部従業員及び関係人の親会社の法務部従業員はいずれも企業内弁護士であり、企業内弁護士との通信は秘匿特権による保護の対象に含まれない旨口頭で説明したうえで、本件秘匿特権対象書面を含む本件提出物件について本件提出命令を行い、本件提出物件を留置しました。

日本弁護士連合会「『独占禁止法審査手続に関する論点整理』に対する意見書」（平成26年7月17日）においても指摘されているとおり、企業が日々の事業活動について独占禁止法に適合しているか否かを検討するには、各国弁護士に自由に相談し、独占禁止法違反の有無や違反のおそれの程度について率直な助言を得ることが重要です。公権力が命令を用いてその内容を入手する可能性があるとすれば、企業の従業員が、そのような法的助言を求めるにあたり重要な情報を隠したり、そもそも法的助言を求めることを回避したりすることとなり、その結果、かえってコンプライアンスの推進が図られなくなるという事態が生じ得ます。したがって、審査官が事件について必要な調査をするため独占禁止法47条1項各号に掲げる処分をするにあたっては、米国その他関係各国の適用ある法令に基づく秘匿特権が、完全に尊重されなければなりません。

本件において、服部純審査官が本件提出物件に対して行った本件提出命令は、本件秘匿特権対象書面について米国その他関係各国の適用ある法令に基づく秘匿特権を無視すると同時に、秘匿特権の内容及び範囲について法令に基づかない独自の解釈に依拠して、本件について調査をするため必要でもない物件に対して行われたものです。

したがって、関係人は、本件提出命令に不服があり、本件提出命令はただちに撤回され留置物はただちに還付されるべきであると思料しますので、公正取引委員会の審査に関する規則22条の規定に基づき、本上申書をもって異議を申し立てます。

以 上